

茂原市民の健康増進等に関する連携協定

茂原市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）スポーツ振興に関すること。
- （3）食育の推進に関すること。
- （4）熱中症予防に関すること。
- （5）介護予防に関すること。
- （6）その他両者が協議し、必要と認めること。

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲乙いずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令、条例若しくは本協定のいずれかに違反した場合、本協定を解除することができるものとする。

3 甲及び乙は、相手方が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると合理的に認められる場合は、何らかの催告を要さず直ちに本協定を解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定に規定する以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(疑義等の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 9月 4日

甲 千葉県茂原市道表1番地
茂原市
茂原市長 田中豊彦

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番
大塚製薬株式会社 東京支店
支店長 渡壁勝己